

■医療保険制度改革関連法が成立

医療保険制度改革関連法が、5月27日の参議院本会議で自民・公明両党などの賛成多数で可決され成立しました。

本会議の前に開かれた参議院厚生労働委員会の参考人質疑では、全腎協が加盟する日本難病・疾病団体協議会（JPA）が患者を代表し、入院食費の負担増については、当分の間、難病患者の負担増は据え置くとされているものの、指定難病以外の慢性疾患患者には、長期の入院を余儀なくされる場合が多く「大変な負担がある。在宅との公平性について説明するのは非常に不愉快」と法案を批判しました。患者申出療養制度の導入については「医療が一部の国民、経済的に豊かなものだけが利用できるものであってはならない」などと訴えました。

同法の影響によって治療をあきらめ、症状が重症化したり、生きることをあきらめるような事態が生じないように、全腎協では、困っている患者には、全腎協事務局へ具体的な声を寄せていただき、その事態を社会へ訴えていく予定です。今後も引き続き世論を味方につけた活動を全国の仲間とともに展開していきます。

医療保険制度改革の主な内容（実施時期）

2016 年度

- 入院食費（第一次）
1食260円から360円へ引き上げ
- 紹介状なしの大学病院受診
定額負担（5000～1万円）導入
- 患者申出療養制度
安全・有効性が不確かな保険外診療の拡大の恐れ

2017 年度

- 後期高齢者医療
保険料「軽減特例」の廃止（保険料負担の増加）

2018 年度

- 国民健康保険
市町村から都道府県へ移行した財政運営（保険料引上げや徴収強化など）
- 医療費適正化計画
地域医療構想（病床削減など）にあわせた目標設定
- 入院食費（第二次）
1食360円から460円へ引き上げ

